

米国関税措置等の世界情勢について

2025年4月
経済産業省

トランプ政権における国内投資促進政策

- トランプ政権は、
 - ✓ 諸外国に対する関税賦課【後述】と併せて、
 - ✓ 設備投資の100%特別償却・法人減税（21%→15%）等の方向性を示しており、米国内投資の促進・回帰を強く志向。
- ※ 3月4日の上下両院合同会議における施政方針演説
 - 国内生産を行う製造業に対する税金を削減したい
 - 100%即時償却を提供する。これは2025年1月20日に遡及適用する。
- ※ 3月11日のビジネスラウンドテーブル（米国主要企業による財界ロビー団体）との会合
 - 「米国内で生産を行う企業向けの法人税率を15%に引き下げる考えを示した」との報道
- ※ 4月2日 トランプ大統領の演説
 - 私たちはアメリカ史上最大の減税を可決しようとしている。その法案には、大規模な減税やインセンティブなどが含まれる。自動車については、米国製造自動車のローン利子控除を求めている。
 - 自動車、船、半導体、飛行機、鉱物、医薬品をアメリカ国内で生産する。彼らは勢いよく戻ってくる。
- ※ 4月14日 トランプ大統領の記者団に対する発言（エルサルバドル ブケレ大統領との会談時）
 - 自動車メーカーが米国内の製造体制を整えられる時間的猶予を与えるため、「自動車メーカーを支援する何らかの措置を検討している」と発言し、輸入自動車・部品に対する関税の一時免除の可能性を検討と報道

米国関税措置による適用税率（日本からの対米輸出）^{注1)}

2025年4月21日11:30時点

輸出国	トランプ以前	3月12日～	4月3日～	4月5日～	4月9日～	4月10日～	5月3日～ (予定)	7月9日～ (予定)	
鉄鋼・ アルミニウム ^{注2)}	MFN 税率 ※232条除外 枠内の場合	+ 25% ^{注3)}							
自動車 ^{注4)}	MFN税率	+25%							
自動車部品 ^{注5)}		MFN税率					+ 25%		
半導体・半導 体製造装置・ スマートフォン		MFN税率			MFN税率 (4月11日発表：4月5日以降に支払った場合は還付)				
その他の品目 ^{注6)}		MFN税率		+10%	+24%	+10%		+24%	

注1 今後、米国政府から公表される大統領令等により変更される可能性あり。また、米国税関における運用が明らかになっていない部分あり。

注2 MFN税率の例（鉄鋼・アルミニウム）：特定の鉄鋼・アルミニウム（0～6.5%）

注3 鉄鋼・アルミニウム派生品に対しては、非米国産鉄鋼・アルミニウムの価値に対して25%関税が課税される

注4 MFN税率の例（自動車）：乗用車（2.5%）、バス（2.0%）、トラック（25%）

注5 MFN税率の例（自動車部品）：バックミラー（3.9%）、自動車用エアコン（1.4%）、ワイパー（2.5%）、シートベルト（2.5%）、ブレーキ（2.5%）、車輪（2.5%）、タイヤ（3.4～4%）、自動車の車体（2.5～4%）、EV用リチウムイオン電池（3.4%）

注6 以下を除く全ての産品（①IEEPA権限外の輸入品（郵便、寄付等）②既に232条関税の対象となっている鉄鋼アルミニウムおよびその派生品、自動車および自動車部品、③銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要な鉱物、エネルギーおよびエネルギー製品など附属書IIに列挙されたその他の製品、④非MFN税率適用輸入品、⑤将来の232条関税の対象となる産品）

鉄鋼・アルミニウムに対する関税措置

- 2月10日、トランプ大統領は、**鉄鋼・アルミニウム（派生品を含む）**に対する、**232条に基づく関税措置**についての大統領布告を公表。

鉄鋼の輸入調整に関する大統領布告

- **3月12日**0時1分（日本時間：同日14時1分）から、通商拡大法232条に基づき、一時停止されない限り、全ての国からの鉄鋼製品および派生品の輸入に追加関税を課す。（アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、**日本**、メキシコ、韓国、英国の**適用除外措置は無効**。）
- 追加関税率は25%。
- **製品別除外プロセスは終了**し、追加関税の例外は設けない。

アルミの輸入調整に関する大統領布告

- **3月12日**0時1分（日本時間：同日14時1分）から、通商拡大法232条に基づき、全ての国からのアルミニウム製品およびは製品の輸入に追加関税を課す。（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、メキシコ、EU、英国の適用除外措置は無効。）
- **追加関税率は10%から25%に引き上げる**（ロシア原産品は現状の200%に据え置き）
- **製品別除外プロセスは終了**し、追加関税の例外は設けない。

自動車・自動車部品に対する関税措置

- 米国時間3月26日17:00（日本時間27日6:00）、トランプ大統領は記者会見を行い、自動車に対する25%関税を発表。

トランプ大統領記者会見（米国時間3月26日）

- 我々がこれから行うのは、米国製ではない(not made in U.S.)**すべての自動車に25%の関税**をかけることだ。本日、(大統領令に)署名し、4月2日に有効となり、**4月3日から徴収**を開始する。
- (関税撤廃の条件はあるのかとの質問に対し、) ない。これは恒久的なものだ。

大統領令の概要

- 2019年2月、商務長官は、**乗用車（セダン、SUV、クロスオーバー、ミニバン、貨物バン）及び小型トラック（以下「自動車」）並びに特定の自動車部品**について、通商拡大法第232条に基づき、米国の国家安全保障に関する調査を実施し大統領に報告。
- 私（大統領）は、自動車及び特定の自動車部品の輸入が**引き続き米国の国家安全保障を損なう脅威となつてしていると判断**し、関税を課して、かかる輸入が国家安全保障を損なう脅威とならないよう、自動車及び特定の自動車部品の輸入を調整することが必要かつ適切と考える。
- **2025年4月3日東部夏時間午前0時1分以降、自動車については同日、自動車部品については5月3日東部夏時間午前0時1分に、その他の関税に加えて25%の関税を賦課。**
※追加関税賦課後の関税率は、27.5%（従来の関税率2.5% + 追加関税25%）
- **USMCA**に基づく優遇関税の適用対象となる**自動車**については、**非米国製部品の価値にのみ関税を適用**。**USMCA**に基づく優遇措置の対象となる**自動車部品**については、商務長官が、非米国製コンテンツの価値のみに当該関税を適用するプロセスを確立し、**官報に通知を公表するまでの間は適用されない**。
- この布告の日付から90日以内に、商務長官は、当該関税の対象範囲に追加の自動車部品品目を加えるための手続きを確立するものとする。

相互関税に関する大統領令

- 4月2日、トランプ大統領は記者会見を行い、各国に対する**相互関税の賦課**を発表。

- 米国の貿易赤字が毎年大きくかつ持続的に拡大している状況を踏まえ、国家緊急事態を宣言
- すべての貿易相手国からのすべての輸入品に対する追加の従価税は**10パーセントから開始**し、その後まもなく、本命令の**附属書Iに列挙された貿易相手国**については、附属書Iに従い税率を**引き上げ**。これらは、問題の根本的条件が満たされ、解決され、または緩和されたと判断するまで適用される。
- 2025年**4月5日**東部夏時間0時1分以降に追加の**10パーセント**の従価税率の関税が課される。2025年**4月9日**東部夏時間0時1分に、**国別税率**が課される。
- **232条関税の対象となる鉄鋼・アルミニウムおよび派生物、自動車および自動車部品**、銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要な鉱物、エネルギーおよびエネルギー製品など附属書IIに列挙されたその他の製品、IEEPAに基づいて既存の大統領令により関税が賦課されている**カナダ、メキシコ**については**対象外**。
- 追加関税は、対象物品の非米国産材料のみに適用される。ただし、対象物品の価値の少なくとも20%が米国原産である場合に限る。「米国産材料」とは、米国で完全に生産された、または実質的に加工された部品に起因する物品の価値を指す。
- カナダ、メキシコに対してはIEEPAに基づく25%の追加関税が終了した場合、USMCA対象産品以外の物品に対して12%の追加関税を課す。中国に対してはIEEPAによる追加関税に加えて適用される。

国別相互関税率

※「米国への関税」は米国による整理（為替操作・貿易障壁を含む）

国	「米国への関税」	相互関税
中国	67%	84% → 125%
EU	39%	20%
ベトナム	90%	46%
台湾	64%	32%
日本	46%	24%
インド	52%	26%
韓国	50%	25%
タイ	72%	36%
スイス	61%	31%
インドネシア	64%	32%
マレーシア	47%	24%
カンボジア	97%	49%
南アフリカ	60%	30%
バングラディシュ	74%	37%
イスラエル	33%	17%
フィリピン	34%	17%
パキスタン	58%	29%

国	「米国への関税」	相互関税
スリランカ	88%	44%
ニカラグア	36%	18%
ノルウェー	30%	15%
ヨルダン	40%	20%
マダガスカル	93%	47%
ミャンマー(ビルマ)	88%	44%
チュニジア	55%	28%
カザフスタン	54%	27%
セルビア	74%	37%
コートジボワール	41%	21%
ラオス	95%	48%
ボツワナ	74%	37%
アルジェリア	59%	30%
レソト	99%	50%
モーリシャス	80%	40%
フィジー	63%	32%

国	「米国への関税」	相互関税
リヒテンシュタイン	73%	37%
ガイアナ	76%	38%
ボスニアヘルツェゴビナ	70%	35%
ナイジェリア	27%	14%
ナミビア	42%	21%
ブルネイ	47%	24%
ベネズエラ	29%	15%
北マケドニア	65%	33%
モルドバ	61%	31%
アンゴラ	63%	32%
コンゴ民主共和国	22%	11%
モザンビーク	31%	16%
ザンビア	33%	17%
イラク	78%	39%
カメルーン	22%	11%
フォークランド諸島	82%	41%

※上記以外の国は、相互関税率10%

※ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、キューバは相互関税の対象外

相互関税の一部停止／中国への相互関税の上乗せ

- トランプ大統領は、相互関税の一部を90日間停止する大統領令に署名（4/9）、4月10日から、日本を含む全ての相互関税適用国に対して、7月9日0時1分まで税率10%を適用。
- 中国政府が、相互関税への対抗措置として米国から輸出される全商品への34%関税（4/4）、50%関税（4/10）賦課を発表したことを受け、4月9日から、対中相互関税を34%から84%に引き上げ、4月10日0時1分からさらに125%に引き上げ。既に発効している移民・麻薬に関する追加関税20%に上乗せとなり、合計145%の関税賦課となる。

相互関税率

	適用期間	税率
日本を含む全ての相互関税対象国	4月10日0時1分以降、7月9日0時1分まで	10%

対中関税率

	適用日	税率
移民・麻薬に関する追加関税	3月4日～	20%
相互関税	4月9日0時1分～	(34%→) 84%
相互関税上乗せ	4月10日0時1分～	(84%→) 125%
合計		145%

相互関税の除外措置を受ける「半導体」の明確化

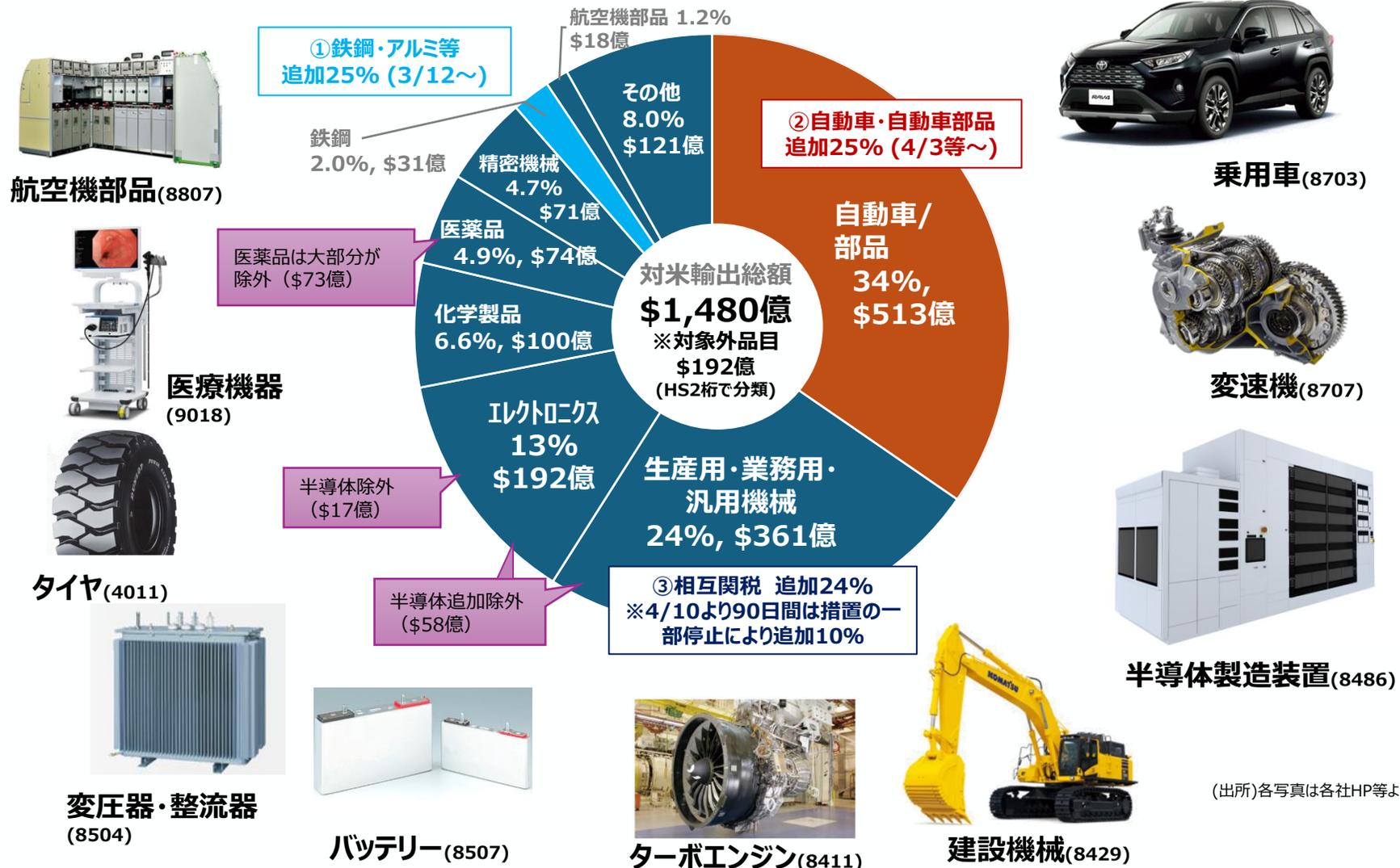
- トランプ大統領は、相互関税の除外措置を受ける「半導体」の対象を明確化する大統領覚書を発表（4/11）。
- 相互関税では、半導体、医薬品等が除外措置を受けていたが、そのうち「半導体」について、その対象範囲を再確認(54品目)及び拡大(52品目)したものの。なお、4/5以降に既に徴収された追加関税については返還される。

新たに除外措置を受ける品目

分類	品目数	対日輸入額	対中輸入額	備考
新たな除外品	52品目	57億ドル	984億ドル	
自動データ処理機械	26品目	4億ドル	362億ドル	「自動車部品」追加関税の対象
電算機等の部品	5品目	0.5億ドル	64億ドル	
半導体製造装置とその部品	7品目	38億ドル	9億ドル	一部「アルミ派生品」追加関税の対象
スマートフォン等	4品目	5億ドル	490億ドル	
半導体記憶装置	1品目	5億ドル	4億ドル	
ディスプレイモジュール	8品目	4億ドル	6億ドル	
モニター	1品目	0.5億ドル	49億ドル	

米国の日本からの輸入品目と追加関税賦課状況

米国政府は、①鉄鋼・アルミ及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。相互関税除外品は、今後、個別に関税措置を予定（半導体、医薬品等）。

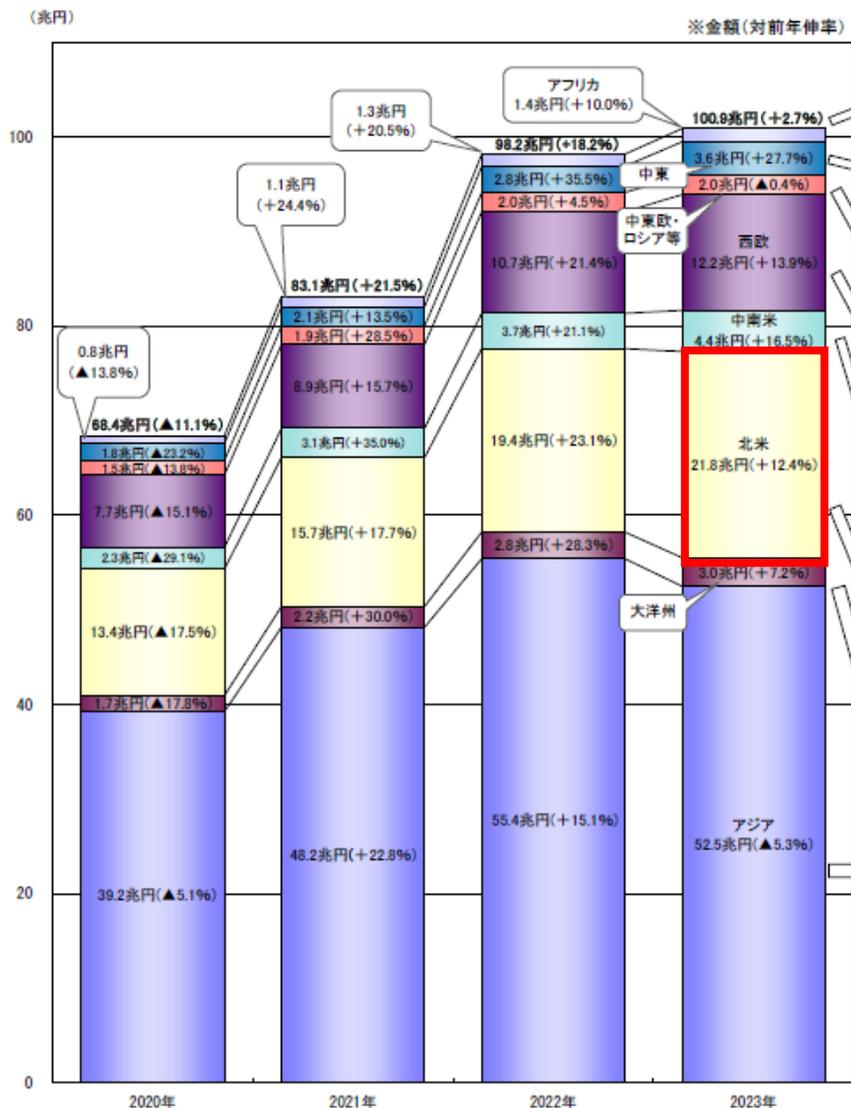


(出所)各写真は各社HP等より

※米国輸入統計(2024)HS 2 桁で経産省作成。() 内はHS 4 桁。自動車部品及び鉄鋼・アルミ派生品への関税は他分類品目も一部対象である点、相互関税に除外品目がある点を考慮してない。

日本の国別輸出割合（対米輸出は約2割）

地域別輸出額の推移（年ベース）



(注) 数値はすべて確定値。

(上段：金額、下段：対前年伸率)

＜世界＞		自動車	半導体等電子部品	鉄鋼
総額	100.9兆円	17.27兆円	5.49兆円	4.50兆円
	+2.7%	+32.7%	▲3.2%	▲5.0%

＜アフリカ＞		船舶	原動機	ポンプ・遠心分離機
リベリア	0.4兆円	0.38兆円	0.003兆円	0.001兆円
	+12.8%	+12.5%	+51.2%	+28.8%

＜中東＞		自動車	原動機	鉄鋼
アラブ首長国連邦	1.5兆円	0.51兆円	0.07兆円	0.07兆円
	+31.4%	+30.4%	+8.1%	▲3.4%
サウジアラビア	0.9兆円	0.60兆円	0.04兆円	0.03兆円
	+33.6%	+39.7%	+53.9%	+13.4%

＜中東欧・ロシア等＞		自動車	電気計測機器	ポンプ・遠心分離機
ポーランド	0.6兆円	0.24兆円	0.04兆円	0.02兆円
	+7.5%	+72.0%	+0.2%	+2.4%

＜西欧＞		自動車	科学光学機器	有機化合物
ドイツ	2.7兆円	0.35兆円	0.17兆円	0.13兆円
	+5.7%	+53.6%	+7.3%	▲10.6%
オランダ	1.9兆円	0.18兆円	0.17兆円	0.16兆円
	+16.0%	+20.9%	+155.5%	+6.8%

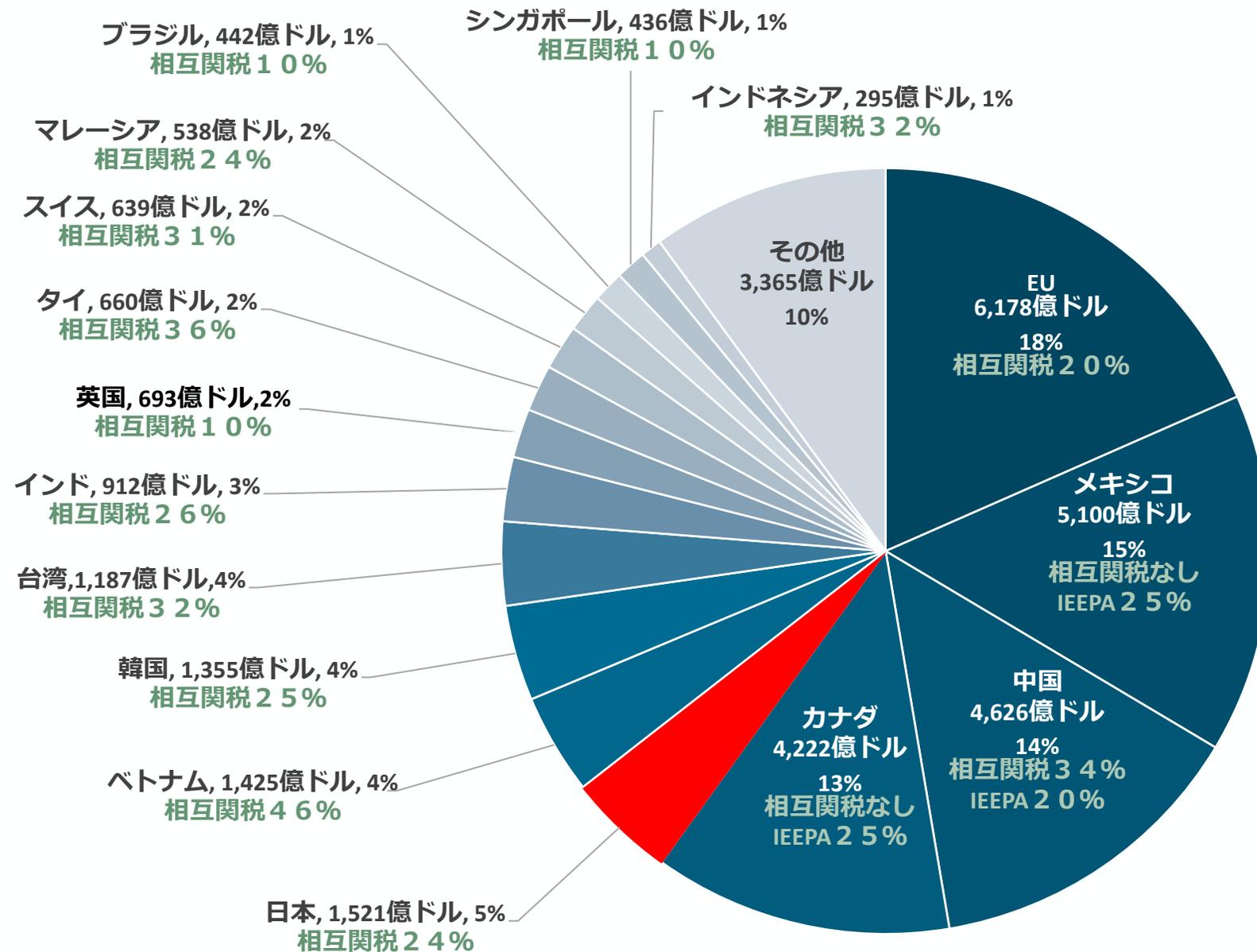
＜中南米＞		自動車	鉄鋼	自動車
メキシコ	1.8兆円	0.32兆円	0.31兆円	0.20兆円
	+27.6%	+62.6%	+31.1%	+10.9%
ブラジル	0.6兆円	0.14兆円	0.04兆円	0.04兆円
	+4.9%	+17.0%	▲12.1%	+11.9%

＜北米＞		自動車	原動機	自動車
米国	20.3兆円	5.84兆円	1.08兆円	1.08兆円
	+11.0%	+35.5%	+6.0%	+6.0%
カナダ	1.5兆円	0.74兆円	0.14兆円	0.05兆円
	+35.7%	+80.4%	+10.5%	▲8.9%

＜大洋州＞		自動車	鉱物性燃料	建設用・鉱山用機械
オーストラリア	2.4兆円	1.42兆円	0.23兆円	0.10兆円
	+8.4%	+28.2%	▲39.9%	+15.4%

＜アジア＞		半導体等製造装置	半導体等電子部品	プラスチック
中国	17.8兆円	1.53兆円	1.28兆円	1.10兆円
	▲6.5%	+19.7%	▲7.1%	▲2.7%
韓国	6.6兆円	0.62兆円	0.54兆円	0.53兆円
	▲7.4%	▲7.0%	+3.9%	▲20.2%
台湾	6.0兆円	0.99兆円	0.58兆円	0.37兆円
	▲12.3%	+16.3%	▲38.6%	+26.7%
香港	4.6兆円	0.69兆円	0.18兆円	0.18兆円
	+5.1%	+4.1%	+2.0%	▲17.6%
タイ	4.1兆円	0.60兆円	0.36兆円	0.27兆円
	▲3.6%	▲10.5%	+10.8%	+4.3%

米国の国別輸入割合（日本からの輸入は約5%）



米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置への対応

- 米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置は、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、しっかりと精査し、我が国産業や雇用を守るために必要となる支援に万全を期す。
- 経済産業省では、4月3日に「米国関税対策本部」を設置。国内産業の影響の精査や、必要な対応の検討を加速。加えて、短期の支援策を3つの柱で以下のとおり実施。
- あわせて、関係行政機関が協力して総合的な対応を図るために、政府全体の対策本部を4月8日に設置。

①全国の特設相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。必要な周知広報を徹底。
- 「プッシュ型の影響把握」として、副大臣や政務官が自動車産業が集積している地域に訪問し、部品サプライヤー等との意見交換を行い、現地の声をしっかりと確認。

②資金繰りや資金調達への支援

- 関税影響を受けた中小企業向けにセーフティネット貸付の利用要件（売上高前年同期比5%以上減）を緩和。また、官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- 日本貿易保険（NEXI）を通じ、海外子会社への融資に対する保険を付与。また、関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化のための支援

- 中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）を展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

「相談窓口」や「プッシュ型影響把握」の状況（4/18時点）

- 全国約1,000カ所に相談窓口を設置し、これまでJETROを中心に計1,937件の問い合わせ。 足下では、一日約140件のペースで推移。関税措置の詳細に関する問い合わせが中心。
- また、「プッシュ型での現状把握」については、これまでに、政務や事務方による企業訪問、業界との意見交換など、合計371件実施。

＜相談窓口における対応（4/18時点）＞

設置機関	窓口数	相談件数
日本貿易振興機構（JETRO）	126	1326
日本政策金融公庫	219	364
日本貿易保険（NEXI）	2	61
商工会議所	515	56
地方経済産業局	9	18
信用保証協会	51	37
よろず支援拠点	47	24
その他	212	51
合計	1181	1937

＜政務による現地訪問等＞

（現地訪問）

- 石破総理：神戸（4/13）
：四輪・二輪メーカー（川崎重工）
四輪・二輪サプライヤー 計3社
- 加藤経産大臣政務官：広島（4/10）
：自動車メーカー（マツダ）
自動車サプライヤー 計7社
- 古賀経産副大臣：群馬（4/7）
：自動車メーカー（SUBARU）
自動車サプライヤー 計6社

（主要業界との意見交換）

- 古賀経産副大臣：素形材業界（4/10）
- 武藤経産大臣：産業機械業界（4/7）
自動車業界（4/8）

プッシュ型の影響把握（政務による現地訪問）

- 現場の声を積極的に拾う「プッシュ型の影響把握」をただちに開始。
- 4/7には古賀副大臣が群馬を、4/10には加藤政務官が広島を訪問し、現地の自動車メーカーやサプライヤーと直接意見交換。これを皮切りとして、大臣以下政務、事務方幹部一体となって、切れ目なく取組を進める。

＜古賀副大臣の群馬訪問 結果概要＞

- ✓ 4月7日（月）
- ✓ 自動車メーカー 1社（株式会社SUBARU）
自動車サプライヤー 計6社

＜スバルとの意見交換＞



＜サプライヤーとの車座＞



＜加藤政務官の広島訪問 結果概要＞

- ✓ 4月10日（木）
- ✓ 自動車メーカー 1社（マツダ株式会社）
自動車サプライヤー 計7社

＜マツダとの意見交換＞



＜サプライヤーとの車座＞



プッシュ型の影響把握（主要業界との意見交換）

- サプライチェーンの裾野が広く中小企業の賃上げに対する影響が大きい**業界等と政務による取引適正化にかかる意見交換を実施。**
- その中で、米国の関税措置が各業界のサプライチェーンに影響が及ぶ可能性について触れながら、**中堅中小の部品メーカーとの適正な取引を要請。**

- サプライチェーンの裾野が広く中小企業の賃上げに対する影響が大きい業界：
産業機械業界（4/7 武藤大臣対応）、自動車業界（4/8武藤大臣対応）
- 価格交渉促進月間の結果等を踏まえて、発注側としての意識の醸成及び労務費の転嫁について特に積極的に取り組むべき業界：
素形材業界（4/10古賀副大臣対応）

<産業機械業界（4/7）>



<自動車業界（4/8）>

